

リマ会議(COP20)の結果と評価

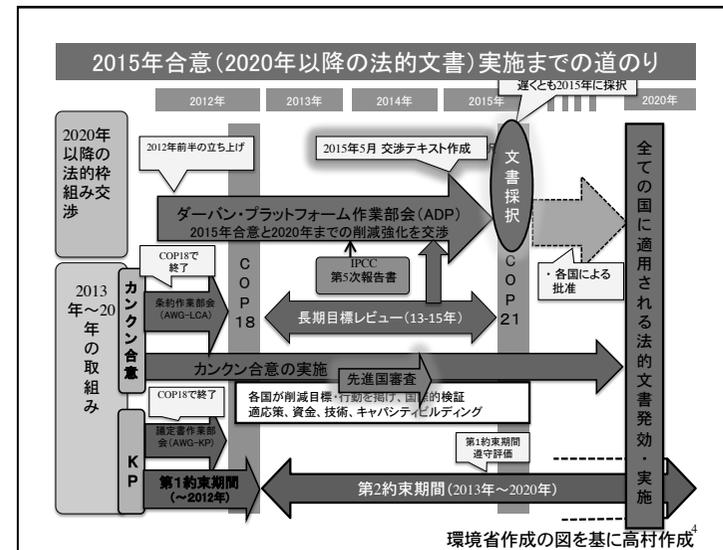
2014年12月22日

高村 ゆかり(名古屋大学)
E-mail: takamura.yukari@g.mbox.nagoya-u.ac.jp

- 温暖化交渉の現状: リマ会議の位置
- リマ会議の争点
- リマ会議での合意内容
- 合意の評価

これまでの温暖化交渉の進展

- 1992年 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)
- 1995年 第1回締約国会議(COP1):ベルリンマンデート
- 1997年 COP3(京都会議):京都議定書採択
- 2001年10-11月 COP7:マラケシュ合意採択
- 2005年2月 京都議定書発効
- 2005年11-12月COP11・COP/MOP1(モントリオール会議)
- 2007年12月 COP13・COP/MOP3(バリ会議)
- 2009年12月 COP15・COP/MOP5(コペンハーゲン会議)
- 2010年11-12月 COP16・COP/MOP6(カンクン会議)
- 2011年11-12月 COP17・COP/MOP7(ダーバン会議)
- 2012年11-12月 COP18・COP/MOP8(ドーハ会議)
- 2013年11月 COP19・COP/MOP9(ワルシャワ会議)
- 2014年12月 COP20・COP10(リマ会議)
- 2015年11-12月 COP21・COP/MOP11(パリ会議)



主要各国の削減目標

国名	排出量の世界シェア	第1約束期間(2008-2012)	カンクン合意による削減目標(2020)
EU★	9.8% (旧15か国)	▲8% (旧15か国)	▲20%/▲30%(1990年比) (27か国)
米国	17.7%	-	▲17%(2005年比)
カナダ	1.8%	▲6%*	▲17%(2005年比)
ロシア	5.2%	▲0%	▲15-25%(1990年比)
日本	3.8%	▲6%	▲3.8%(2005年比)
韓国	1.9%	-	▲30%(BAU比)
オーストラリア★	1.3%	+8%	▲5-15%/25%(2000年比)
中国	24.0%	-	▲40-45%(2005年比) ※GDP当たり
ブラジル	1.3%	-	▲36.1-38.9%(BAU比)
インド	5.4%	-	▲20-25%(2005年比) ※GDP当たり
南アフリカ	1.1%	-	▲34%(BAU比)

注記：★の国は第2約束期間参加国。排出量の世界シェアは2010年の値で、IEA資料をもとに作成。一部の国は、前提条件によって、カンクン合意による目標を複数設定している。
*カナダは2012年12月15日に京都議定書を脱退

図 先進国の2020年目標の検証のしくみ

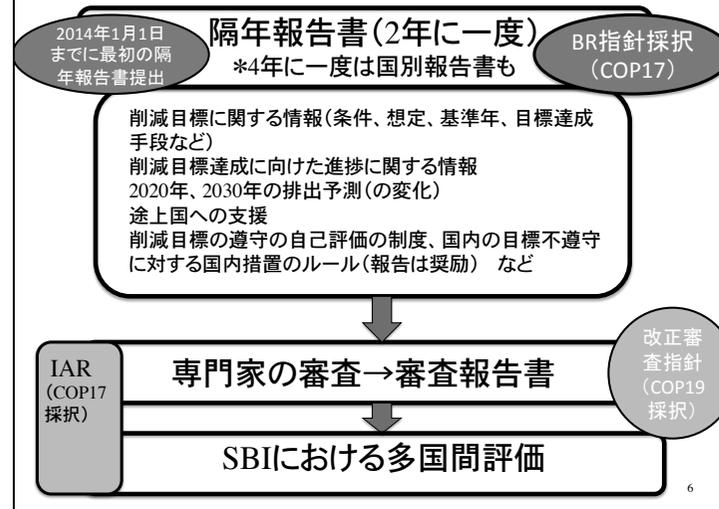
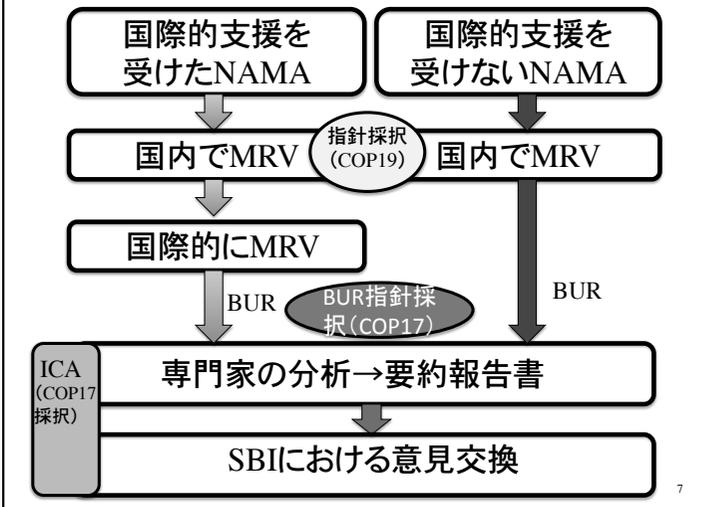


図 途上国のNAMAの検証のしくみ



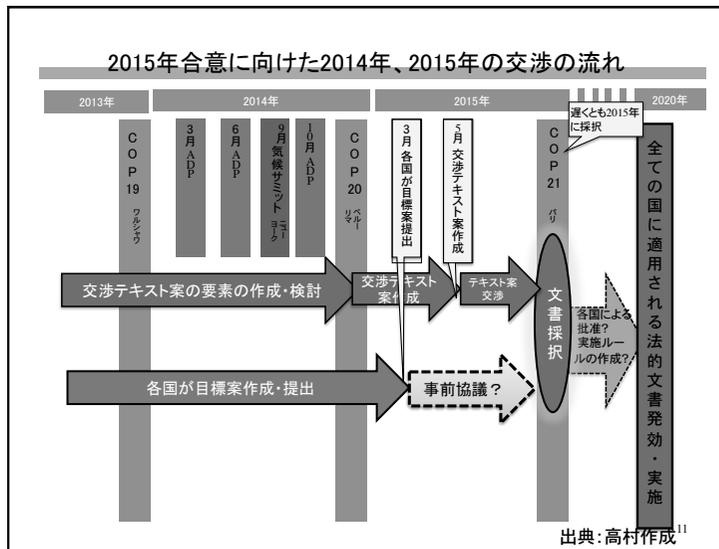
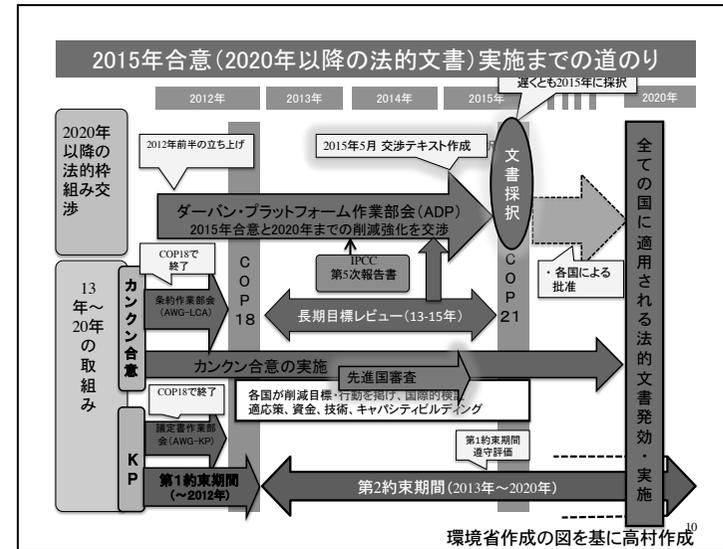
REDDプラス

- 途上国における森林減少等からの排出削減策 (REDDプラス)
 - 3つのフェーズ (カンクン合意、para. 73)
 - 第1フェーズ: 国家戦略または行動計画、政策と措置の策定と能力構築の段階
 - 第2フェーズ: その実施の段階
 - 第3フェーズ: 十分にMRVされた結果ベースの行動
 - REDDプラスに関するワルシャワ枠組み
 - 結果ベースのファイナンスに関する作業計画

市場メカニズム

- 市場の利用を含む多様なアプローチ
 - 市場メカニズムを含む多様なアプローチの枠組みを検討する作業計画を実施
 - 新しい市場メカニズムがCOPのガイダンスと監督の下で機能することなど、新しい市場メカニズムの条件を定める。こうしたメカニズムの方法と手続を作成する作業計画を実施
 - いまだ具体的な合意はなし

9



Negotiation toward a 2015 agreement (1)

- “Launch a process to develop a protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all Parties” (1/CP.17)
 - “a protocol”
 - “another legal instrument”
 - “an agreed outcome with legal force”

12

Negotiation toward a 2015 agreement(2)

- Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action (ADP)
 - ADP shall complete its work as early as possible but no later than 2015 in order to adopt this protocol ... at COP21 (2015) and for it to come into effect and be implemented from 2020.(1/CP. 17)
- COP19 (2013) decided that the ADP will consider elements for a draft negotiating text no later than at COP20 (2014), with a view to making available a negotiating text before May 2015.(2/CP. 18)

13

Negotiation toward a 2015 agreement(3)

- “To invite all Parties to initiate or intensify domestic preparations for their intended nationally determined contributions, without prejudice to the legal nature of the contributions, ... and to communicate them well in advance of the twenty-first session of the Conference of the Parties (by the first quarter of 2015 by those Parties ready to do so)...;”(1/CP.19, para. 2(b))
- “To request the Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action to identify, by the twentieth session of the Conference of the Parties, the information that Parties will provide when putting forward their contributions, without prejudice to the legal nature of the contributions, referred to in paragraph 2(b) above;” (1/CP. 19, para. 2(c))

14

リマ会議の争点

- ADP
 - 2015年合意の要素案
 - 約束草案に伴わせる情報(=約束の枠付け)
 - 2015年の作業の進め方
 - 会合の日程も含む。2015年2月のADP開催はすでに合意
 - 2020年までの野心度引き上げ
 - * これらがパッケージとなる可能性
- 先進国の2020年目標の多数国間評価
 - 米国も対象
 - 日本は2015年6月
- REDDプラス？
- 資金

15

リマ会議の合意内容(1)

- ADP: 2015年合意
 - 2015年合意は、特に、排出削減策、適応策、資金、技術開発・移転、能力構築、並びに、行動と支援の透明性をバランスよく取り扱う(COP20決定、para .2)
 - 2015年に野心的な合意に至るという約束を強調。その合意は、異なる国の状況に照らして(in light of different national circumstances)、共通に有するが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映する(COP20決定、para. 3)
 - 野心的な排出削減と適応の行動のために、途上締約国に一層の資金を提供するよう先進締約国に対して強く要請し、その他の締約国による補足的支援について認識する(COP20決定、para. 4)

16

リマ会議の合意内容(2)

- ADP: 2015年合意
 - 附属書に付される2015年合意の交渉テキスト草案の要素の作成についてリマでの進捗を承認(COP20決定、para. 5)
 - ADPが2015年5月までに交渉テキストを作成するために作業を強化することを決定(COP20決定、para. 3)

17

リマ会議の合意内容(3)

- ADP: 各国が決定する約束草案(intended nationally determined contribution; INDC)
 - 各締約国のINDCは、その締約国の現状の取り組み以上のもので継続して前進するものであることを合意(COP20決定、para. 10) (=backslidingの禁止)
 - 後発途上国と島嶼途上国は、その特別な状況を反映し低GHG排出発展の戦略、計画、行動に関する情報を提出することができることに合意(COP20決定、para. 11)
 - 適応計画における取り組みを提出することを検討するか、INDCの一部として適応策を含めることを検討するようすべての締約国に要請(COP20決定、para. 12)

18

リマ会議の合意内容(4)

- ADP: INDC
 - INDCの明確さ、透明性、理解を促進する方法で、すべての締約国がCOP21に十分先駆けて(できる締約国は2015年3月末までに)INDCを提出するよう要請(COP20決定、para. 13)
 - INDCとともに締約国が提出すべき情報には、適当な場合には、特に、次に関する定量化可能な情報を含めることができる(COP20決定、para. 14)
 - 参照点(適当な場合には、基準年)
 - 実施の時間枠または期間
 - 適用範囲
 - 計画プロセス
 - 想定と方法論的アプローチ(排出量・吸収量の推計と勘定に関する想定と方法論的アプローチを含む)
 - INDCが、国の状況に照らして、いかに公正で野心的であるか
 - INDCが条約2条の目的を達成するのにいかに貢献するか
 - 事務局が、提出されたINDCをUNFCCCのHPに公表し、2015年10月1日までに提出されたINDCを積み上げた効果に関する報告書を11月1日までに作成(COP20決定、para. 16)

19

リマ会議の合意内容(5)

- その他の議題
 - ADP: 2020年までの世界的な削減水準の引き上げ
 - 専門家会合の継続
 - 新メカニズム: 特段の合意なし
 - REDDプラス(途上国における森林減少からの排出削減)
 - 特段の合意なし
 - 結果ベースのファイナンスに関する自主的フォーラム開催
 - Information hubをwebsiteに設定
 - 損害と損失に関するワルシャワ国際メカニズム
 - 執行委員会の構成決まる
 - KP: 第一約束期間の専門家審査プロセスの完了日を2015年8月10日に設定

20

リマ会議の評価(1)

- 約束草案(INDC)の一定の枠付け
 - すべての国がCOP21に十分先駆けて(できる国は3月末までに)提出することの再確認
 - Backslidingの禁止
 - 約束草案の範囲や排出削減の位置づけは必ずしも明確ではない
 - 排出削減策がその一部であることは示唆
 - 提出情報の内容、LDCなどのINDCの規定、適応策の提出の書きぶりなど
 - 適応策について草案の一部としてもよい

21

リマ会議の評価(2)

- 約束草案(INDC)とともに提出すべき情報
 - 列挙されている情報は、全体の排出削減水準の評価や各国の約束草案の公正さや効果を評価するために必要な情報
 - 自国の約束草案がいかに公正、野心的で、長期目標に貢献しうるかを説明する情報を提出(説明責任)
 - 提出すべき情報の選択について国に一定の裁量
 - 新興国をはじめとする途上国の反対によるもの
 - 全体の排出削減水準の評価などに必要な情報が出されない場合
 - 事前協議を特に目的とした場の設定は合意されず
 - 特に中印の反対によるもの

22

リマ会議の評価(3)

- 2015年合意
 - 文書の法的拘束力を含め、多くの争点は先送り
 - 排出削減策だけでなく、他の要素も盛り込むことに合意
 - 適応策の位置づけの引き上げ(?)
 - 先進国と途上国の二分論を基にした差異化の「終わりの始まり」?
 - 「異なる国の状況に照らして(in light of different national circumstances)、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映する」合意
 - その他の締約国による補足的資金支援への言及

23

2015年合意をめぐる争点

- (1)採択される文書の法的拘束性
- (2)法的文書に書かれる約束の法的拘束性
- (3)差異化の方法・態様
- (4)目標の水準の設定とその報告・検証の制度
- (5)目標年・目標期間、国際的に共通のアカウントング、基準
- (6)法的問題・制度上の問題

24

2015年合意をめぐる争点(5) 関連する課題

- 目標年/目標期間とプロセスサイクル
 - 目標年/目標期間+再検討
 - 2025年(5年): 米国、途上国
 - 2030年(10年)(+中間見直し): EUはじめその他の先進国、日本もここ
- 国際的に共通のアカウントティング、基準の設定
 - 各国間の削減努力の同等性と透明性・明確性の確保に必要と考える欧州諸国+途上国⇔最小限でよいと考える米国
 - 森林など吸収源のルール、市場メカニズムの利用(double countingの防止)の必要性はおおよそ合意

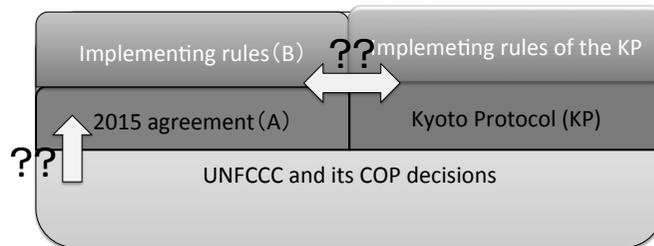
25

2015年合意をめぐる争点(6) 法的課題・制度上の課題

- 現行のUNFCCCと京都議定書の制度をどうするのか
 - UNFCCCの制度を2015年合意に位置づける方向性
 - Ex. REDD+
 - 京都議定書の制度をどうするか。例えば
 - 市場メカニズム
 - 適応基金

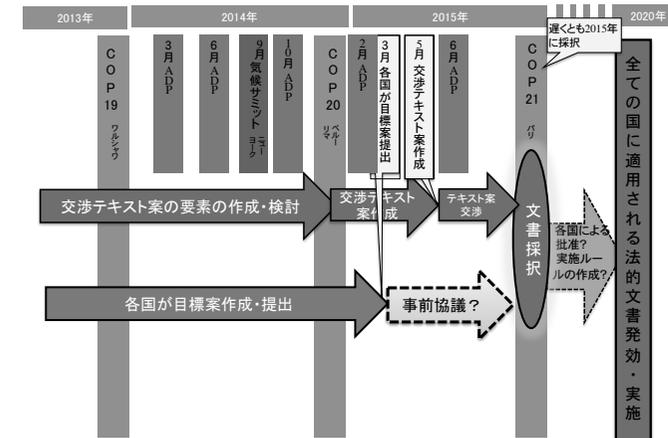
26

Relationship with UNFCCC and KP



27

2015年合意に向けた2014年、2015年の交渉の流れ



出典: 高村作成²⁸